

一般財団法人 日本・ベトナム文化交流協会 有料人材紹介事業

許可届出番号：13-ユ-314095

紹介手数料：

採用決定者の標準年収（予定）の40％です。（標準年収とは、紹介人材の採用時に定められた年俸額ですが、年俸額の取り決めがない場合は、月額給与（諸手当のうち通勤手当・超過勤務手当を除く）の12ヵ月分。）

返戻金制度：

紹介人材が入社後3ヵ月を経ずして自己都合又は専ら紹介人材の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、受領した紹介手数料を減額し、下記のとおり採用企業に返還します。ただし、紹介人材が甲の責に帰すべき事由により退職した場合は、紹介手数料は減額・返還いたしません。

（ア）	1ヵ月未満の場合	80％
（イ）	2ヵ月未満の場合	50％
（ウ）	3ヵ月未満の場合	25％